

全建労発第 52 号  
令和 2 年 1 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤 晴貞  
〔 公 印 省 略 〕

令和 2 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の  
就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 2 年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の採用・就職活動に当たり、政府（関係省庁連絡会議：内閣官房、文科省、厚労省、経産省による局長級会議）においては平成 31 年 3 月 26 日に「2020 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」、大学等（就職問題懇談会）においては同年 3 月 25 日に「2020 年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」により、令和元年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなりました。

これを受け、厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省人材開発統括官から、本会に対し、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）における令和 2 年度の大学等卒業予定者に係る求人票等は、令和 2 年 4 月 1 日以降に展示・公開する等の対応を行うとともに、また、労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと等について理解の促進を図る旨の通知がありました。

つきましては、公平・公正な採用の確保等についてご配慮いただき、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われますよう、貴協会会員の皆様に対し、周知下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木